

令和 7 年度

那須塩原市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

那須塩原市監査委員

那塩監査第17号

令和8年8月25日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市監査委員 島 田 淳

那須塩原市監査委員 相 馬 剛

令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1
項の規定により、審査に付された令和7年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率の算定基礎となる事項を示す書類を、那須塩原市監査基準に基
づいて審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

1 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率	決算に係る比率（％）		早期健全化基準又は経営健全化基準（％）
	令和7年度	令和6年度	
1 実質赤字比率	—	—	11.82
2 連結実質赤字比率	—	—	16.82
3 実質公債費比率	2.5	3.2	25.00
4 将来負担比率	—	—	350.00
5 資金不足比率			
(1)水道事業会計	—	—	20.00
(2)下水道事業会計	—	—	20.00
(3)温泉事業特別会計	—	—	20.00

注 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当がないことを表す。

(2) 個別意見

① 健全化判断比率について

ア 実質赤字比率について

令和7年度は、一般会計等実質赤字額がないため、該当なし。

イ 連結実質赤字比率について

令和7年度は、連結実質赤字額がないため、該当なし。

ウ 実質公債費比率について

令和7年度は、令和6年度から0.7ポイント減少し2.5%となった。

これは早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好といえる。

エ 将来負担比率について

令和7年度の地方債現在高は前年度と比較して増加したが、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、該当なし。

② 資金不足比率について

ア 水道事業会計

令和7年度は、資金不足額が生じていないため、該当なし。

イ 下水道事業会計

令和7年度は、資金不足額が生じていないため、該当なし。

ウ 温泉事業特別会計

令和7年度は、資金不足額が生じていないため、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項

特になし。